

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震に伴う
大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった宮城県の市町村等について、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震により、宮城県では、蔵王町で震度6強、石巻市、岩沼市、登米市、川崎町、亶理町、山元町で震度6弱、仙台市東部、仙台市西部、塩竈市、白石市、名取市、角田市、栗原市東部、東松島市、大崎市東部、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、涌谷町、美里町で震度5強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、これらの地域については、当分の間、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、以下のとおり通常の基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

【通常基準の7割で運用する市町】

蔵王町、石巻市、岩沼市、登米市、川崎町、亶理町、山元町

【通常基準の8割で運用する市町村等】

仙台市東部、仙台市西部、塩竈市、白石市、名取市、角田市、栗原市東部、東松島市、大崎市東部、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、涌谷町、美里町

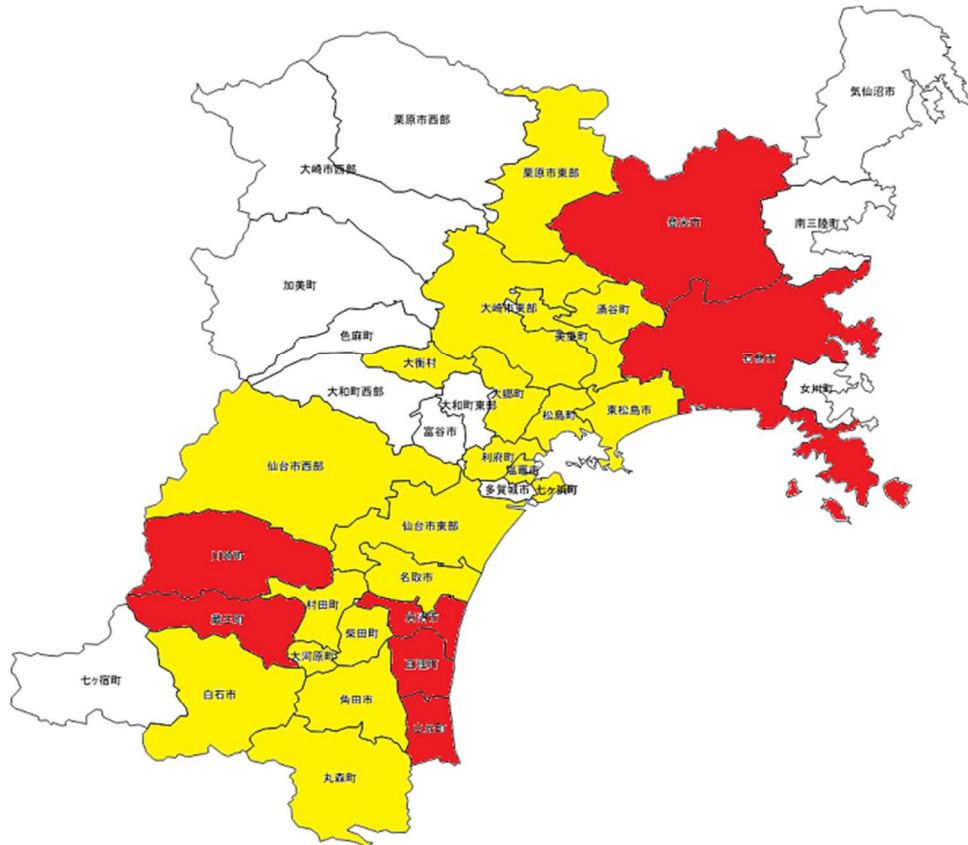
なお、大雨警報（土砂災害）の危険度分布[※]についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけます。



また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html#area=312>

問合せ先：仙台管区気象台気象防災部予報課 土砂災害気象官 佐々木
電話 022-297-8002 FAX 022-297-8260

通常基準を暫定的に変更する市町村等（宮城県）



-  大雨警報・注意報（土砂災害）の基準を通常の7割に引き下げる市町
-  大雨警報・注意報（土砂災害）の基準を通常の8割に引き下げる市町村